

払戻金制度

採用決定者が甲（求人企業）との雇用契約締結日以降、180 日以内に雇用契約を解約した場合及び同期間内に甲が合理的理由に基づき適法に雇用契約を解約した場合は、乙（当社）は甲に対し以下の金額を返還するものとする。なお、採用決定者による解約が、甲の採用決定者に対する処遇その他労働条件が採用決定時の雇用契約の内容と著しく異なることに起因する場合には、乙は受領したコンサルティング料の一切を甲に返還することを要せず、未払のコンサルティング料がある場合、甲は乙に対して当該未払分を全額支払うものとする。

1. 雇用契約締結日から 30 日以内に解約した場合には、コンサルティング料の 80%
2. 雇用契約締結日から 31 日以上 90 日以内に解約した場合には、コンサルティング料の 50%
3. 雇用契約締結日から 91 日以上 180 日までの間に解約した場合には、コンサルティング料の 10%